

「公共工事の環境負荷低減施策推進委員会」設置要綱

1. 目的

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条に基づき、国は、特定調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等の事項について環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。その基本方針において、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に位置付け、その調達を推進していくこととしている。

また、基本方針の作成にあたっての協議については、グリーン購入法第 6 条第 4 項において、「環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。」とされている。

このような背景を踏まえ、グリーン購入法における公共工事の特定調達品目に関する事項について、学識経験者等の専門的立場から助言、提案を行うことを目的とする。

2. 検討事項

- （1）公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直しのための技術評価基準の検討
- （2）公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直しの検討

3. 組織等

- （1）本委員会は、学識経験者、専門家、関連団体からなる委員で構成する。
- （2）委員長を 1 名置く。なお、委員長に事故等で委員長の任務遂行が難しい場合は、別の委員がその職務を代行する。
- （3）委員会において特別な事項について検討する必要がある場合には、必要に応じて委員会の下に専門委員会等を置くことができるものとする。
- （4）検討事項と関係のある者を委員長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- （5）事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室に置く。
- （6）その他、上記により難い事由が生じた場合は、事務局が委員長の了解を得た上で実施する。

4. 会議結果の公開等

会議資料及び議事要旨については、原則として、ホームページに公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は非公表とする。